

社援発 0325 第 20 号
平成 27 年 3 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン
について（通知）

生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)が本年 4 月 1 日に施行され、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援が全国の自治体において実施される。

就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化に寄与するものである。

生活困窮者が抱える課題は様々で、それぞれが目指す自立の在り方も異なるが、このことを踏まえれば、就労が可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要である。

生活困窮者自立支援法の就労訓練事業は、民間事業者の自主的な取組として、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行う事業である。

生活困窮者自立支援法においては、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認し、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令の遵守と相俟って、事業が適切に実施されることを確保するため、都道府県知事等による認定制度が設けられた。

本ガイドライン（別添）は、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条に規定する就労訓練事業の認定基準を補足するもの

として、認定を受けた就労訓練事業者が遵守すべき事項を定めたものである。

各自治体におかれては、その内容について御理解の上、認定を受けた事業者等関係者に対する周知徹底を図っていただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。